

競争参加者の資格に関する公示

北熊本外（７）隊舎新設等総合設計に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和 7 年 3 月 24 日

支出負担行為担当官
熊本防衛支局長 宮川 真一郎

1 業務概要

(1) 業務の名称 北熊本外（７）隊舎新設等総合設計

(2) 業務内容 本業務は、以下の施設に係る建築・機械・電気・通信・土木の総合設計業務（基本設計及び実施設計（各施設の詳細及び業務内容は、特記仕様書による））等を行うものである。

【北熊本駐屯地】

- ・ 隊舎新設（鉄筋コンクリート造 5 階建て 延べ面積約 5,000m²）
- ・ 仮設隊舎新設（鉄骨造平屋建て 延べ面積約 5,000m²）
- ・ 隊舎新設（鉄筋コンクリート造 3 階建て 延べ面積約 1,600m²）
- ・ 保管庫新設（鉄骨造 3 階建て 延べ面積約 7,200m²）
- ・ 上記以外の 1,000m²未満の建物新設 12 棟、延べ面積計約 380m²
- ・ 既設建物解体 25 棟

に係る総合設計業務

【都城駐屯地】

- ・ 受電所新設（鉄筋コンクリート造平屋建て 延べ面積約 220m²）
- ・ 既設建物解体 1 棟

に係る総合設計業務

【国分駐屯地】

- ・ 体育館新設（鉄筋コンクリート造 3 階建て 延べ面積約 3,900m²）
- ・ 上記以外の 1,000m²未満の建物新設 3 棟、延べ面積計約 50m²
- ・ 既設建物解体 10 棟

に係る総合設計業務

【高畑山分屯基地】

- ・ 補給倉庫新設（鉄骨造 2 階建て 延べ面積約 270m²）
- ・ 既設建物解体 2 棟

に係る総合設計業務

【下甕島分屯基地】

- ・ 体育館新設（鉄骨造平屋建て 延べ面積約 1,100m²）
- ・ 既設建物解体 1 棟

に係る総合設計業務

【奄美大島分屯基地】

- ・ 隊舎新設（鉄筋コンクリート造 2 階建て 延べ面積約 190m²）

- ・既設建物解体 2 棟
に係る総合設計業務

【沖永良部島分屯基地】

- ・補給倉庫新設（鉄筋コンクリート造平屋建て 延べ面積約200m²）
- ・上記以外の1,000m²未満の建物新設 1 棟、延べ面積計約20m²
- ・既設建物解体 2 棟
に係る総合設計業務
(共通)

- ・計画通知書申請業務 一式

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和10年 6 月30日まで

ただし、全ての駐屯地等の基本設計業務については令和 8 年 3 月15日まで、都城駐屯地、国分駐屯地、高畑山分屯基地、下甕島分屯基地、奄美大島分屯基地及び沖永良部島分屯基地については令和 9 年 3 月15日までとする。

2 競争参加資格審査申請書の交付

(1) 交付期間 令和 7 年 3 月24日から同年 4 月 8 日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く）。ただし、最終日は正午まで。

なお、令和 7 年 3 月24日以降（行政機関の休日を除く。）、随時、申請を受け付けるが、技術提案書を提出する時点において共同体としての資格の決定を受けていなければならない。

(2) 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp/>

(3) 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

文 書 類 : PDF

申請書類 : Word 、 Excel

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

(4) 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

(5) その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。詳細については、「公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示（北熊本外（7）隊舎新設等総合設計）」（令和 7 年 3 月24日付支出負担行為担当官熊本防衛支局長）（以下「手続き開始の公示」という。） 3 (2)オによる。

(6) 担当部局

〒862-0901

熊本県熊本市東区東町 1 - 1 - 11

熊本防衛支局 総務課 契約室

TEL 096-368-2174

FAX 096-368-0512

メールアドレス ks-km-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp

電子メールの 1 送信の上限が 8 MB程度であるため、8 MBを超える場合は、電子メールを分割すること。）

(7) その他 共同体として資格を得ようとする者に交付する。

3 申請書の提出

- (1) 提出期間 令和7年3月24日から同年4月8日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。
- (2) 提出場所 上記2(6)に同じ。
- (3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参、郵送（書留、その他配達状況が記録されるものに限る。）、又は託送（配達状況が記録されるものに限る。）若しくは電子メールにより提出する。
 - ア 共同体協定書の写し
 - イ 下記4(2)の要件を満たすことを判断できる業務実績を記載した書類（当該業務の手続き開始の公示に示すところにより交付する業務説明書の別紙様式を使用して作成したものに限る。）
- (4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - イ 防衛省における令和5・6年度又は令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係る級別の格付を受けた者による組合せとする。ただし、それぞれが単体として熊本防衛支局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
 - ウ 熊本防衛支局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
 - エ 防衛省競争参加資格において、共同体の代表者は、「建築業務」に係る級別「A」の格付を受けていること。
 - ただし、共同体の代表者以外の構成員は、「建築業務」、「土木業務」、「電気業務」、「機械業務」又は「通信業務」のいずれかにおいて「B」以上の格付を受けていることとする。
 - なお、一つの業務を複数の構成員が共同して実施することは認めない。
 - オ 熊本防衛支局が発注した業務のうち、令和4年4月1日から令和6年3月31日までに完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。
 - カ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
 - キ その他契約担当官等が必要と認めた事項
- #### (2) 構成員の技術的要件等

共同体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 代表者

(ア) 下記に示される「同種業務」について、元請けとして平成26年4月1日から手続き開始の公示日までに完了又は引渡しが完了した国内における業務のうち国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務、又は防衛省発注の建築業務、土木業務、電気設備業務、機械設備業務及び通信業務の5職種、並びに測量業務、土質調査業務及び環境等業務の調査業務のうち複数の職種の業務を一括で発注した業務（以下、「総合発注業務」という。）の再委託として受注し、平成26年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務を履行した実績を有すること。

同種業務：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で3階建て以上かつ、延べ面積2,500m²以上／棟の新設建物の建築実施設計業務

ただし、業務成績評定通知書の評定点が65点未満のものを除く。なお、業務成績のない業務については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の業務とみなすものとする。

(イ) 管理技術者を配置できること。

イ 代表者以外の構成員

下記に示される「同種業務」について、元請けとして平成26年4月1日から手続き開始の公示日までに完了又は引渡しが完了した国内における業務、又は防衛省発注の総合発注業務の再委託として受注し、平成26年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務を履行した実績を有すること。

同種業務：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で2階建て以上かつ、延べ面積1,300m²以上／棟の新設建物又は建物付帯土木工事の実施設計業務

ただし、業務成績評定通知書の評定点が65点未満のものを除く。なお、業務成績のない業務については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の業務とみなすものとする。

(3) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(4) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

(5) 共同体協定書

共同体協定書が、上記2(2)の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

5 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記4(1)イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記2及び3により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が上記4(1)イ及びエの決定を受ける

ことが必要である。また、この場合において、上記４（１）イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書を提出する時点において上記４（１）イ及びエの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

なお、防衛省における令和７・８年度の防衛省競争参加資格の随時受付において申請を行った場合、技術提案書を提出する時点で上記４（１）イ及びエの決定を受けられないことがある。

６ 資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

７ 資格の有効期間

上記６の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

８ その他

（１）共同体の名称は、「北熊本外（７）隊舎新設等総合設計 ○○・○○・・・ 共同体」とする。